

地方有識者と公正取引委員会との懇談会で出された主な意見等について

平成23年12月14日
公正取引委員会

公正取引委員会は、全国各地域において毎年度開催している経済団体代表、消費者団体代表、学識経験者等の有識者と当委員会の委員等との懇談を通して、各地域の実情や幅広い意見・要望を把握し、独占禁止法及び下請法の運用にかしてきたところである。

平成23年度においては、各地域における有識者との懇談会を、10月から11月にかけて別紙1のとおり開催した。

懇談会で有識者から出された主な意見等の概要は、別紙2のとおりである。

公正取引委員会としては、これらの意見等を踏まえて、今後とも独占禁止法及び下請法の的確な運用に努めていく所存である。

上記懇談会における主な意見等を整理すると、以下のとおりである。

1 独占禁止法

- ・ スーパーと納入業者との関係では、例えば、御歳暮キャンペーンの利用を納入業者に促すことなど、優越的地位の濫用と考えられるような行為はまだまだあり、じれったい思いをしている納入業者も多いと思う。(福島市)
- ・ 古くから入札談合を繰り返している業界においては、入札談合に対する意識が希薄であり、また、抑止力が不足しているので、独占禁止法違反行為に対する一層の厳しい処分が必要である。(福井市)
- ・ 規制緩和により、地方都市における大規模小売業者同士の競争が激しくなる中で、大規模小売業者による優越的地位の濫用や不当廉売など、中小事業者に不利益を与える行為が生じやすくなっていると考えられる。公正取引委員会には、これらの独占禁止法違反行為に対しての厳正かつ迅速な対応をお願いしたい。(徳島市)

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房総務課 電話 03-3581-3574 (直通)
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/

2 企業結合

- ・ 企業が厳しい競争の中で生き延びていくためには、ある程度の規模の拡大と影響力の行使が必要になると思う。合併審査においては、国際競争の実態を考慮した上で、適否を判断してほしい。(横浜市)
- ・ 企業結合が行われた結果、その企業の国際競争力は強化されるのかもしれないが、我が国の全体又は一部地域における巨大企業として価格決定権を握ることになり、取引先等が不利益を被る可能性がある。企業結合後の実態調査を徹底的に行っていただきたい。(大分市)

3 下請法

- ・ 下請法違反については、親事業者が違反と知らずに行っているのではないかと思う。親事業者の社内での監視体制ができれば、自主的な規制につながると思うので、公正取引委員会は、公正取引委員会が作成しているDVDを幅広く親事業者に提供するなど、社内教育がしっかり行われるような働きかけを行ってはどうか。(横浜市)
- ・ 親事業者に対して弱い立場にある下請事業者から、公正取引委員会に対して親事業者の違反行為を申告することは、なかなかできないのが実情である。勇気を出して申告した下請事業者が、「下請外し」といった報復を受けることが絶対に無いようにしなければ、申告は増えない。申告した下請事業者が報復を受けていないか、申告前と変わらず事業を行っているかについてもフォローアップしていただきたい。(大分市)

4 国際協力

- ・ 最近の公正取引委員会の活動に関する報道をみると、事案の大型化・国際化が進んでいると感じている。現在、TPPへの参加について議論されているが、国際的な取引のハードルが低くなる中で、公正取引委員会としても国際的に連携した調査が必要になってくるのではないか。(横浜市)

5 広報・政策評価

- ・ 世の中には、公正取引委員会の活動を知らないために、問題があっても泣き寝入りしているという人も多いと思うので、公正取引委員会の活動についての広報・広聴活動を積極的に行うのは善いことだと思う。(帯広市)
- ・ 地方では、円高などの影響もあり、製造拠点を海外に求めるケースが増えている。海外で活動する際に、その国の独占禁止法に気を付ける必要があるが、地方では、独占禁止法に詳しい弁護士がほとんどいない。このため、独占禁止法との関係で、企業が海外展開する際に注意が必要な

点を国ごとにまとめていただけるとありがたい。(岡山市)

- ・ 多くの中小事業者は、長年続いている取引慣行に従って取引を行っており、独占禁止法違反や下請法違反の被害にあっているのではないかという問題意識を持つことがないばかりか、法律の存在自体すら知らない者もいると考えられる。こうした状況を改善するには、更なる法律の普及活動や相談窓口の多様化に努力すべきである。(徳島市)

6 その他

- ・ 地域独占が認められている公益事業等については、安易に価格が引き上げられていると思われる。このような問題について、公正取引委員会と担当省庁とで是非対応してほしい。(前橋市)
- ・ 公正取引委員会の地方事務所等でも、景品表示法違反行為についての情報を受け付けていることを、一般消費者にもっと発信してほしい。(福井市)
- ・ 公正取引委員会と消費者庁が、うまく連携できているのか気になっている。消費者行政の一元化は大事であるが、組織を一元化するだけでなく、省庁間で連携を取ることも立派な一元化だと思う。(静岡市)

地方有識者と公正取引委員会との懇談会 開催一覧

地域	開催日	担当委員等
帯広市	10月27日	細川 清 委員
福島市	10月27日	後藤 晃 委員
前橋市	11月11日	山本 和史 事務総長
横浜市	10月26日	浜田 道代 委員
静岡市	11月10日	細川 清 委員
福井市	10月28日	神垣 清水 委員
岡山市	11月10日	神垣 清水 委員
徳島市	11月11日	浜田 道代 委員
大分市	11月11日	後藤 晃 委員

第1 北海道ブロック（帯広市）

1 独占禁止法

- ・ メーカーから提供されるリベートによって大型量販店が儲かる仕組みになっていても、それ自体は独占禁止法上問題とはならないのか。
- ・ セット販売される商品については、不当廉売として問題になりにくい一方で、酒類や家電製品などが不当廉売として多く取り上げられているのはなぜか。

2 企業結合

- ・ JALとJASの経営統合により、帯広空港はJAL系のみが発着するシングルトラックになってしまった。その後、今年の春になって、ようやくダブルトラックになったが、それまでの苦労は大変なものだった。
- ・ 「国内競争を勝ち残ってから国際競争へ」ということでは、例えば、携帯電話のガラパゴス化のように、国内と海外で製品規格が異なることへの対応が遅れてしまうことにならないか、また、国内企業が海外企業と競争できる規模に集約されるまでの間に国際的に後れを取ってしまうのではないかとといった懸念がある。国内産業の国際競争力を強化する必要があり、公正取引委員会として、国際競争力の強化のために国内企業が合併する事案に対して、どのような対応を採るのが重要である。

3 広報・政策評価

- ・ 世の中には、公正取引委員会の活動を知らないために、問題があっても泣き寝入りしているという人も多いと思うので、公正取引委員会の活動についての広報・広聴活動を積極的に行うのは善いことだと思う。

第2 東北ブロック（福島市）

1 独占禁止法

- ・ 課徴金納付命令の額が年100億円単位で増加しているとのことであるが、抑止効果が無いとして更に厳しくすることが果たして善いことなのだろうか。
- ・ スーパーと納入業者との関係では、例えば、御歳暮キャンペーンの利用を納入業者に促すことなど、優越的地位の濫用と考えられるような行為はまだまだあり、じれったい思いをしている納入業者も多いと思う。

2 広報・政策評価

- ・ 昔、デパートなどの大型の小売店では、問屋の社員を使って売り場で商品を販売させるということが当たり前のように行われていた。商工会議所や商工会において、独占禁止法の勉強会や講演会を開催して、小売店の意識を改めさせていただきたい。
- ・ 大企業では、会社のイメージアップという目的もあって、コンプライアンス体制が整備されているのかもしれないが、中小事業者に対しても、コンプライアンス体制の整備を要請することが重要である。

3 その他

- ・ 公益通報者保護制度ができたことにより、通報者の地位が保全されたことも、課徴金減免制度が活用されている理由の一つではないか。公益通報者保護制度は、いろいろな問題を掘り起こす効果があり、独占禁止法についていえば優越的地位の濫用やカルテルなどの問題行為の解消につながっており、大きな進歩だと思っている。
- ・ 福島県内の事業者が受けている福島第一原子力発電所の事故に係る風評被害を無くすため、公正取引委員会から、メディアを通じて情報を積極的に発信してほしい。

第3 関東甲信越ブロック①（前橋市）

1 独占禁止法

- ・ 公正取引委員会では、食料品製造業者と卸売業者との取引に関する実態調査を行っており、その中で優越的地位の濫用となり得る事例もあったようだが、是非、他の業種でも同様の調査を実施してほしい。
- ・ 優越的地位の濫用はあらゆる業界で日常茶飯事として行われている一方で、取引継続を望む納入業者が公正取引委員会に自ら申告することは難しい。違反行為の実態を明らかにするため、課徴金減免制度のように何か良いシステムを考えてほしい。

2 下請法

- ・ 円高等により下請事業者の経営が深刻化している。円高メリットの還元と称した一方的な値下げの強要などが起こらないよう円高問題に関連した取引の適正化に向けた監視の強化をお願いする。

3 広報・政策評価

- ・ 国民が公正取引委員会の取組についてどれだけ熟知しているか疑問であり、引き続き、公正取引委員会の取組に係る周知活動を積極的に行ってもらいたい。
- ・ 広報活動については、若いときから独占禁止法を認識させる必要がある。公務員試験や企業の入社試験などに独占禁止法の問題を含めるよう、働きかけてはどうか。
- ・ 公正取引委員会は、取締りから未然防止へ考え方をシフトしてはどうか。そのためには相談体制の充実が重要になると考えているが、東京から離れている群馬県、栃木県、甲信越地方などには、月又は週に1回程度、公正取引委員会の臨時相談窓口などを設けてはどうか。

4 その他

- ・ 地域独占が認められている公益事業等については、安易に価格が引き上げられていると思われる。このような問題について、公正取引委員会と担当省庁とで是非対応してほしい。
- ・ 公正取引委員会の活動は消費者にとってかけがえのない活動である。公正取引委員会と消費者庁との連携も欠かせないと思う。

第4 関東甲信越ブロック②（横浜市）

1 企業結合

- ・ 鉄鋼業における合併が大きく報道されている。昨今のグローバル化の中で、競争に勝つためには当然だと思うが、一方で、中小事業者にも影響を及ぼす問題であることから、この合併により、中小事業者が大きな被害を受けないよう考慮してほしい。
- ・ 企業が厳しい競争の中で生き延びていくためには、ある程度の規模の拡大と影響力の行使が必要になると思う。合併審査においては、国際競争の実態を考慮した上で、適否を判断してほしい。

2 下請法

- ・ 下請法違反については、親事業者が違反と知らずに行っているのではないかと思う。親事業者の社内での監視体制ができれば、自主的な規制につながると思うので、公正取引委員会は、公正取引委員会が作成しているDVDを幅広く親事業者に提供するなど、社内教育がしっかり行われるような働きかけを行ってはどうか。

3 国際協力

- ・ 最近の公正取引委員会の活動に関する報道をみると、事案の大型化・国際化が進んでいると感じている。現在、TPPへの参加について議論されているが、国際的な取引のハードルが低くなる中で、公正取引委員会としても国際的に連携した調査が必要になってくるのではないか。

4 広報・政策評価

- ・ 東日本大震災や円高の影響で、下請事業者がいじめられているのではないかと危惧されるので、公正取引委員会には、広報活動をしっかり行ってほしい。
- ・ 子供のうちから競争の基本的な考え方を教えれば、独占禁止法が身に付くのではないか。

5 その他

- ・ 東京電力の問題に絡み、電気料金に関心を持っている。企業や学校では東京電力以外から電気を買うことが可能であるようだが、一般家庭ではできない。今後は、電力供給について、我が国も違った形を採ってもよいのではないかと思う。

第5 中部ブロック（静岡市）

1 独占禁止法

- ・ フランチャイズ・チェーン本部に対する事件で、加盟者の見切り販売を制限する行為について排除措置命令を行ったのは非常に大きな効果があったと思う。今後もフランチャイザーとフランチャイジーの関係に目を光らせてほしい。
- ・ 物流業界は、荷主を頂点として元請、下請、孫請というピラミッド構造となっており、水面下で様々な問題が生じている。荷主の手前、公正取引委員会に申告できない物流事業者がいることを理解してほしい。

2 企業結合

- ・ 企業結合によって消費者利益が失われるとしても、企業結合が認められないことで、それ以上に企業の活力が失われてイノベーションが無くなってしまう。企業結合を規制するのではなく、企業結合により得た市場支配的地位を濫用する行為を規制すればよいのではないか。
- ・ 国ごとに企業結合規制に関する法律の規定が異なることが企業結合を行う上で支障となるので、企業結合に関して、競争当局が国際的に協力して規制を行ってほしい。

3 下請法

- ・ 下請事業者としては、公正取引委員会に申告した場合、親事業者はどの下請事業者が申告したのか、おおよその見当がついてしまうのではないかと心配し、なかなか一歩が踏み出せない。

4 広報・政策評価

- ・ 公正取引委員会が、新聞等を通じて、下請いじめを厳しく取り締まることをPRするだけでも親事業者に対しての抑止効果があると思う。
- ・ 中小事業者では、公正取引委員会の開催するセミナー等に参加して勉強するまでの余裕がないと思う。公正取引委員会はいろいろな情報を持っていると思うので、報道機関等を通じて情報をもっと発信してほしい。

5 その他

- ・ 消費者や事業者からの意見や要望などが1件でもあれば、速やかに対応してほしい。また、公正取引委員会には、国が行っている施策に対して、おかしいことはおかしいと意見してほしい。
- ・ 公正取引委員会と消費者庁が、うまく連携できているのか気になっている。消費者行政の一元化は大事であるが、組織を一元化するだけでなく、省庁間で連携を取ること立派な一元化だと思う。

第6 近畿ブロック（福井市）

1 独占禁止法

- ・ 公共工事が減少する中、過当競争によって、ダンピングや手抜き工事の問題が生じるおそれがあるので、入札談合を行った事業者を処分するだけでなく、発注官庁に対して適正な入札の実施を指導してもらいたい。
- ・ 古くから入札談合を繰り返している業界においては、入札談合に対する意識が希薄であり、また、抑止力が不足しているので、独占禁止法違反行為に対する一層の厳しい処分が必要である。

2 企業結合

- ・ 経済のグローバル化が進む中、企業結合規制などの独占禁止法の運用によって、我が国の企業が国際競争力の観点からハンディを負わないような対応をお願いしたい。

3 下請法

- ・ 下請法については、違反行為の取締りも重要であるが、違反行為防止の観点から、広報活動を積極的に行うことがより重要である。また、下請事業者は、親事業者からの報復を恐れ、公正取引委員会に対して申告したくても申告できない。書面調査の回数を増やすなど下請事業者の声を今以上に吸い上げるための対応をお願いする。

4 広報・政策評価

- ・ 我が国には「争うことを避ける」といった風潮があり、優越的地位の濫用行為や下請法違反行為があっても泣き寝入りする事業者が多いと考えられる。積極的な広報活動により、独占禁止法や下請法の認知度を高めて、違反行為を未然に防止する必要がある。
- ・ 独占禁止法についての広報活動に関しては、今回のように経済団体等を通じて社会人向けの懇談会を開催することも有益であるが、大学生や高校生などに対しても幅広く行うことが必要である。
- ・ 公正取引委員会の地方事務所等でも、景品表示法違反行為についての情報を受け付けていることを、一般消費者にもっと発信してほしい。

第7 中国ブロック（岡山市）

1 独占禁止法

- ・ 「競争なくして成長なし」というのは正論であるし、入札談合が正当化されないことは多くの事業者が理解していると思う。しかし、地域経済を考えれば、いわゆるセーフティーネットを整備しつつ競争政策を進めないと、事業者としては、不安面が非常に大きく、なかなか受け入れられないというのが本音だと思う。これからは、競争政策だけではなく、他の政策との協働も含めて考えるべきではないか。

2 企業結合

- ・ 国際競争の視点から大型合併が認められる一方で、地方都市において小規模の団体や事業者が生き残りをかけて協調して事業を行うことが独占禁止法違反になるとすると、大企業だけが生き残ることになり、地方経済はますます疲弊するのではないか。

3 広報・政策評価

- ・ 地方では、円高などの影響もあり、製造拠点や販売先を海外に求めるケースが増えている。海外で活動する際に、その国の独占禁止法に気を付ける必要があるが、地方では、独占禁止法に詳しい弁護士がほとんどいない。このため、独占禁止法との関係で、企業が海外展開する際に注意が必要な点を国ごとにまとめていただけるとありがたい。
- ・ 独占禁止法や下請法について、気軽に相談してほしいとのことであるが、公正取引委員会が相談を受け付けていることは、事業者やその業界団体などにはある程度周知されているのかもしれないが、これからは消費者にも浸透させていかなければ広まらないと感じた。

4 その他

- ・ 近年、大手スーパーが進出し、より良い商品を安価に手に入れることができるようになった。その点については、消費者としては歓迎すべきことではあるが、一方で近隣のスーパーが無くなり、遠方の店舗に行かなければならないという問題もある。

第8 四国ブロック（徳島市）

1 独占禁止法

- ・ 規制緩和により、地方都市における大規模小売業者同士の競争が激しくなる中で、大規模小売業者による優越的地位の濫用や不当廉売など、中小事業者に不利益を与える行為が生じやすくなっていると考えられる。公正取引委員会には、これらの独占禁止法違反行為に対しての厳正かつ迅速な対応をお願いしたい。
- ・ 東日本大震災以降、取引先から、緊急時における製品の安定供給のために行う同業者間の提携状況について問われることが多くなった。そうした提携は、特殊技術などの企業秘密に関する情報共有を行うことにもつながり、外部から見るとカルテルを結んでいるのではないかと疑われるリスクが生じる。このような提携について、問題となる場合や問題とならない場合などを示した独占禁止法上の指針を示すことが有用と考える。
- ・ 優越的地位の濫用については、例えば、スーパーとその納入業者の関係では、お互いの取引をより発展させていこうと協力する場合もあり、納入業者が取引先であるスーパーから、おせち料理やクリスマスケーキなどの季節商品を購入することで、お互いに利益になることもある。一方で、そういった商品の購入について、独占禁止法違反であると認定されている事例も多い。そのため、どのような行為が優越的地位の濫用に該当するのか、具体的事例を用いて分かりやすく解説してもらえれば、違反行為が少なくなるのではないかと考える。

2 広報・政策評価

- ・ 優越的地位の濫用については、公正取引委員会の事件処理、そしてその効果的な広報によって他の事業者にも周知していくことにより、新たな違反行為を未然に防止する効果があると考えられる。
- ・ 多くの中小事業者は、長年続いている取引慣行に従って取引を行っており、独占禁止法違反や下請法違反の被害にあっているのではないかと問題意識を持つことがないばかりか、法律の存在自体すら知らない者もいると考えられる。こうした状況を改善するには、更なる法律の普及活動や相談窓口の多様化に努力すべきである。
- ・ 大規模小売業者等の行為には、多くの人たちが関心を持っているので、今後も競争政策の推進の中で、広報手段として協力できることを報道機関として積極的に考えていきたい。

第9 九州ブロック（大分市）

1 独占禁止法

- ・ 建設業においては、公共事業の削減によって受注機会が減少し、大変厳しい状況が続いている。製造業においても、過去最高水準の円高により、元請企業等からの更なる値引きの要請が懸念されており、結果として、地域における雇用や消費にも悪影響を及ぼすのではないかと危惧している。このような中、公正かつ自由な競争を推進するためにも、公正取引委員会の役割は重要であり、優越的地位の濫用に対して断固たる措置を採っていただくようお願いしたい。
- ・ 安い価格設定の背景に下請事業者に対する買いたたきなどの不当な行為があったとしても、消費者にはそれを知る機会が無い。公正取引委員会には、不公正な取引方法等の規制を通じて価格設定の背景にある不当な行為を是正していただき、消費者に見えない部分が消費者にも伝わるよう、引き続き努めてもらいたい。

2 企業結合

- ・ 企業結合が行われた結果、その企業の国際競争力は強化されるのかもしれないが、我が国の全体又は一部地域における巨大企業として価格決定権を握ることになり、取引先等が不利益を被る可能性がある。企業結合後の実態調査を徹底的に行っていただきたい。

3 下請法

- ・ 親事業者に対して弱い立場にある下請事業者から、公正取引委員会に対して親事業者の違反行為を申告することは、なかなかできないのが実情である。勇気を出して申告した下請事業者が、「下請外し」といった報復を受けることが絶対に無いようにしなければ、申告は増えない。申告した下請事業者が報復を受けていないか、申告前と変わらず事業を行えているかについてもフォローアップしていただきたい。

4 広報・政策評価

- ・ 企業のコンプライアンス意識を高めるためには、企業トップに対する啓蒙を行っていくことが必要である。公正取引委員会において、研修会等を既に実施されていると認識しているが、更に情報発信していただきたい。